



粘土人形で、日本の昔話をもう一度!

日本の昔話は日本の大切な文化です

南丹市立図書館は、毎月第一木曜日に、なんとテレビの『図書館だより』の時間で、図書館の案内や、新刊図書の紹介をしています。皆さんご存知でしょうか?

日吉図書室が当番のときは、番組の最後に、職員手作りの粘土人形を使った日本の昔話を一話しています。昔話は面白いだけでなく、日本のその

当時の様子や暮らしが分かり、また、人々の知恵や、教訓を自然に教えてくれます。

たくさんのお話や、情報があふれている昨今ですが、昔から語り継がれてきた『昔話』をもう一度見直してみるのはいかがでしょうか?

なお、放送後の粘土人形は日吉図書室に飾っています。どうぞご覧ください。

『京のかえる 大阪のかえる』
平成21年7月放送



『鬼にこぶ取らるる事』
～宇治拾遺物語より～
平成21年11月放送



『花咲かじい』
平成22年3月放送



『ねずみの婿取り』
平成22年6月放送



暮らしとホッと

—第8回—
消費生活情報

貸付に関する新たなルール導入
●総量規制の導入

複数の貸金業者からの多額の借入返済に苦しむ多重債務者の問題を解決するため、平成18年に貸金業法が改正され、段階的に施行されてきましたが、本年6月18日の「総量規制の導入」などにより、完全施行となりました。「総量規制」とは、過剰貸付・借入を抑制することを目的とし、貸金業者からの個人の借入総額を、原則、**年収などの3分の1**までに制限する仕組みをいいます。(一部除外または例外となる借入もあります)借入の際には収入を証明する書類が基本的に必要になります。

●「借金のための借金」をしていませんか?

この規制により過剰貸付が抑制され多重債務被害者が減少することが期待されます。一方、

借金を返済するために借金をする自転車操業で何とかならないで来たような場合などは総量規制で借りられなくなる可能性があります。ヤミ金融からは絶対に借りないでください。借金問題でお困りの場合は、まずはご相談ください。南丹市では京都府と協力し、弁護士による「無料・多重債務法律相談」を月2回行っています。(予約・商工観光課 0771-68-0050)

●総量規制Q&A

Q 「年収を証明する書類」とは?
A 1年間の収入が分かるような書類です。例えば「源泉徴収票」、「確定申告書」、「給与明細」などです。

Q 誰かが「年収を証明する書類」を提出するのはいいですか?
A ①ある貸金業者から50万円を超えて借りる場合
②他の貸金業者から借りている分も合わせて、合計100万円を超えて借りる場合

Q 「年収の3分の1」を超える借入れがあると、超えている分をすぐに返さないといけないのですか?
A いいえ、契約のとおり返済すれば問題ありません。ただし、「年収の3分の1」を超える新規の借入れはできません。

※詳しくは、金融庁ウェブサイトでご確認ください。
(<http://www.fsa.go.jp/>)

(商工観光課)